袖ケ浦バスターミナル広告掲載募集案内

１　募集目的

民間企業との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、袖ケ浦バスターミナル待合所棟内の掲示板へ有料による広告を掲載する事業者を次のとおり募集するものとする。

２　募集主体

袖ケ浦市

３　募集する施設の概要

（１）名　称　　袖ケ浦バスターミナル待合所棟内掲示板
（２）所在地　　袖ケ浦市坂戸市場２５３３番地１
（３）その他　　（参考）バスターミナル利用者　約３千人／日
運行ルート：横浜、川崎、羽田空港、品川、新宿、東京（その他路線バス乗り入れ）

４　募集概要

（１）広告の規格　①大きさ　Ｂ２版（縦 728 ㎜×横 515 ㎜）程度
枠のサイズ（縦 110ｃｍ×横 58ｃｍ）以内
※特に横幅は厳守してください。
②形式　ポスター等（配布物は除く）
（２）掲載位置　市が指定する位置への掲載とする。
（３）募集枠数　６枠（１広告主につき１枠を限度とする）
（４）掲載期間　◆一月（月初め～月末）を単位とし、広告掲載上及び他の広告主に支障がなく、広告掲載希望者が望むときは、複数月の掲載を認める。
◆掲載期間の最終は年度末（３月３１日）とする。
（５）掲載する日及び時間　休日なし
午前５時から午後１２時まで
（注：待合所の開錠時間）

５　広告掲載料　月額５，０００円／枠（年額６０，０００円／枠）

６　広告掲載社数　６社

申込が多数の場合は、袖ケ浦市広告掲載に関する要綱第８条の規定により、下記の順位で決定する。同順位内で複数いる場合には抽選により決定するものとする。

第１順位　市内に事業所等を有するもの
第２順位　上記以外のもの

７　広告掲載基準

袖ケ浦市広告掲載に関する要綱及び袖ケ浦市広告掲載基準に準ずる。

８　申込方法

袖ケ浦市広告掲載申込書（第１号様式）に、下記の書類を添えて提出するものとする。

① 掲載しようとする広告の原稿案
② 業務内容等が分かるもの（会社案内等）
③ 市税に滞納がないことを証する書類

９　募集期間

枠に余裕がある場合は随時受け付けるものとする。

10　選定方法

市が別途設置する「袖ケ浦市広告審査会」において選定するものとする。

11　選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で通知するものとする。

12　広告掲載料の納入

広告掲載前の市長が指定する期日までに納入するものとする。期日までに納入なき場合は、広告掲載の決定を取消しするものとする。

13　申込み・問い合わせ先

299-0292 袖ケ浦市坂戸市場１－１
袖ケ浦市都市建設部都市整備課
公園・駐車場班　直通　TEL：0438-62-3521
FAX：0438-63-9670
E-mail：sode25@city.sodegaura.chiba.jp